

第3問

被告人 X は、「P プラザ」の屋外喫煙所で喫煙し、屋内に戻ろうとしたところ、A が、「ちょっと待て。話がある。」と X に呼びかけた。X は、以前にも A から因縁を付けられて暴行を加えられたことがあり、今回も因縁を付けられて殴られるのではないかと考えたものの、A の呼びかけに応じて、共に屋外喫煙所の外階段へ移動した。

X は、同所において、A からいきなり殴りかかれ、これにかわしたものの、腰付近を持たれて付近のフェンスまで押し込まれた。そして X は、フェンスに押しえつけていた A を離すようにしながら、A の顔面を 1 回殴打した。すると、A は、その場にあったアルミ製灰皿(直径 19cm、高さ 60cm の円柱形をしたもの)を持ち上げ、X に向けて投げつけた。X は、投げつけられた同灰皿を避けながら、自己の身体を防衛するため、同灰皿を投げ付けた反動で体勢を崩した A の顔面を殴打すると、A は、仰向けに倒れたまま意識を失ったように動かなくなった。(以下、ここまでの X の A に対する暴行を「第 1 暴行」という) X は、憤激の余り、意識を失ったように動かなくなって仰向けに倒れている A に対し、その状況を十分に認識しながら、腹部にひざをぶつける(ひざを曲げて、ひざ頭を落とすという態様であった)などの暴行を加えた。(以下、この段階の X の A に対する暴行を「第 2 暴行」という) そして A は、第 2 暴行により、肋骨骨折等の傷害を負った。

A は、すぐさま病院へ搬送されたものの、6 時間後に、頭部打撲による頭蓋骨骨折に伴うクモ膜下出血によって死亡した。なお、この死因となる傷害は第 1 暴行によって生じたものであった。

X の罪責を述べよ。

参考判例：最高裁第一小法廷 平成 20 年 6 月 25 日